

一般社団法人日本フロアボール連盟

国際大会派遣規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という)が、第2条で規定する国際大会への日本代表選手団(以下「選手団」という)の派遣に関し定めるものである。

(国際大会)

第2条 本連盟が、選手団を派遣する国際大会は次のものとする。

- (1) 国際フロアボール連盟(以下「IFF」という)が主催する世界選手権大会及びその予選大会。
- (2) IFFが主催する19才以下の世界選手権大会及びその予選大会。
- (3) 国際ワールドゲームズ協会(以下「IWGA」という)が主催する大会。
- (4) アジア・オセアニアフロアボール連合(以下「AOFC」という)が主催する大会。
- (5) 上記以外の国際大会について、本連盟役員会が認める場合。

(募集)

第3条 国際大会へ派遣する選手団は、本連盟のホームページ及び本連盟加盟の都道府県連盟・協会を通じて募集するものとする。

2. 世界選手権等予選大会通過後の世界選手権等大会への選手団は、改めて募集するものとする。
3. 募集人数は、主催者作成の大会要項等に従うものとする。

(派遣人員基準)

第4条 選手団が、次の何れかの人数を満たさないときは、派遣しないこととする。

- (1) 選手が10名以下。
- (2) ヘッドコーチが不在。
- (3) スタッフが不在。

(派遣承認)

第5条 選手団の派遣については、別に定める派遣計画書、選手団名簿及び予算書を本連盟役員会へ提出して、承認を得るものとする。

2. 役員会承認の派遣計画書、選手団名簿及び予算書に変更が発生した場合は、速やかに電磁的方法等により承認を得るものとする。
3. 選手団名簿に記載のものは、選考会後、最初の代表練習日にコンプライアンス研修会(以下「研修会」)を対面式で行うこと。
4. 海外選手・代表練習に来られない選手についてはwebでの参加を可とする。
但し、webでの参加者は常時顔出しどとる。また未成年者の場合は保護者も受講すること。

5. 研修会を受講しないHC・コーチ・スタッフ・選手は、代表練習に参加出来ない。
6. 日本代表以外の国際大会参加者については、webでの開催・受講を可とする。
7. 選考会までに研修会の講師および詳細事項を確定し、役員会の承認を得て、選考会で研修会の開催案内を告知する。

(委嘱状の作成)

第6条 派遣選手等に対する本連盟の委嘱状は、フロアボール部門が依頼し、管理部門が作成するものとする。

(結果報告)

第7条 強化委員会は国際大会の結果について、別に定める参加結果報告書及び会計報告を、国際大会終了後2か月以内に本連盟役員会に報告することとする。

(変更)

第7条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。
この規程は、2025年6月1日から施行する。